

滑川町告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第242回滑川町議会臨時会を招集する。

令和6年7月16日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日時 令和6年7月25日 午前10時
- 2 招集場所 滑川町議場
- 3 付議事件
 - (1) 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について
 - (2) 財産の取得について
 - (3) 財産の取得について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和6年第242回滑川町議会臨時会

令和6年7月25日（木曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定

町長挨拶

町長提出議案の一括上程及び説明

- 3 議案第61号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について
- 4 議案第62号 財産の取得について
- 5 議案第63号 財産の取得について
- 6 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲
録音	大熊緩子

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第242回滑川町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、7番、北堀一廣議員から遅刻届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第242回滑川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定によりまして、議長において指名します。

10番 原 徹 議員

11番 谷 嶋 稔 議員

12番 中 西 文 寿 議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議をいただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） おはようございます。3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本臨時会の運営に関わる議会運営委員会は、7月18日午前10時より開催いたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員7名全員、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただきまして、付議されます案件等についてご説明をいただき、慎重に審議をいたしました。

その結果、会期は本日1日とし、全議案審議、全日程終了次第閉会とすることと決定いたしました。

た。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日として会期を決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、会期は本日1日に決定しました。

本臨時会の招集者であります大塚町長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

大塚町長、お願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、町長ご挨拶を申し上げます。

今回、何かとお忙しい中、また連日の猛暑の中ではございますが、第242回滑川町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜りまして開会できますことに御礼を申し上げます。

本日の臨時会に提出いたします議案は、（仮称）滑川町福祉センター整備事業の補正予算を含む一般会計補正予算の議定をはじめとして、3件のご審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第61号から日程第5、議案第63号まで3議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

議案第61号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に7,500万円を追加し、歳入歳出それぞれ81億2,810万3,000円とするものです。（仮称）滑川

町福祉センター整備事業の実施に当たり、昨今の物価高騰等の影響により、該当事業に係る予算が不足したため、補正を行うものでございます。

議案第62号及び議案第63号 財産の取得については、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産ま取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、追認の議決を求めるものでございます。

以上、3議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課局長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げます。簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第61号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第61号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

議案第61号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度滑川町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,810万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年7月25日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページ目からの第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。本補正予算につきましては、(仮称)滑川町福祉センター整備事業の実施に当たり、昨今の物価高騰等の影響により、この工事費が不足したため、関連予算を増額するものが主なものでございます。

2ページの歳入予算については、当該事業費の財源として、款19繰入金金を1,500万円、款22町債金を6,000万円、合計7,500万円を増額するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。歳出予算につきましては、款3民生費でございますが、(仮称)滑川町福祉センター整備事業に係る予算額を7,500万円増額させていただいております。

次に、4ページの第2表、繰越明許費を御覧ください。こちらについては、(仮称)滑川町福祉センター整備事業の実施に当たり、年度内に当該事業の支出が終わらない可能性があるため、繰越明許費を設定させていただき、翌年度に繰り越して使用することができるように定めるものでございます。

次に、5ページの第3表、地方債補正を御覧ください。こちらについては、(仮称)滑川町福祉センター整備事業の実施に当たり、地方債を増額することに伴う限度額の変更となっております。限度額については、補正前が1億2,400万円、補正後が1億8,400万円でございます。その他の起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

それでは、事項別明細書を説明書を用いて歳入歳出予算のご説明を申し上げます。8ページを御覧ください。歳入予算については、(仮称)滑川町福祉センター整備事業の実施に当たっての財源の補正となりますが、款19繰入金については、公共施設整備基金繰入金を1,500万円増額、また款22町債については、(仮称)滑川町福祉センター整備事業債を6,000万円増額させていただくものでございます。款22町債については、従前の計画のとおり、充当率80%の地方債である社会福祉施設整備事業債を活用する予定でございます。

次に、9ページを御覧ください。歳出予算については、初めに款3民生費でございますが、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費、節14工事請負費として、(仮称)滑川町福祉センター建設工事に7,500万円増額させていただくものでございます。昨今の物価高や人件費の高騰の影響により、工事費の予算が不足するため、増額させていただくものでございます。

次に、款6農林水産業費でございますが、項1農業費、目5農地費、節18負担金、補助及び交付金に土地改良施設維持管理適正化事業負担金といたしまして、今年度途中で新たな賦課金として19万2,000円が生じたため、増額させていただくものでございます。

次に、款14予備費でございますが、こちらについては、歳出予算の超過額の調整といたしまして、19万2,000円を減額するものでございます。

なお、10ページにつきましては、地方債の現在高に関する調書となっておりますが、説明については割愛させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、一般会計補正予算(第2号)の説明といたします。ご審議のほど

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き質疑をしてください。

質問ありますか。

上野議員、質問してください。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、滑川町福祉センター整備事業が約2億円から2億8,500万円ということで、2割も増額しております。昨今の物価高騰ということですが、確かに物価は上がっております。この計画かなり早く進んでいるので、前回この金額を立ててからそれほど長い間置いておかれたという計画ではありません。その中で、8,000万円もの増額というのは積算、見積りが甘かったのではないかなと思うのですけれども、その点のご自覚はありますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

当初予算が適正であったかという質問であるかと思ひます。ご承知のとおり、当初予算は昨年の10月頃から積算、見積りを始めることとなっております。今回の福祉センターにつきましては、昨年の9月、設計委託の補正予算をいただき、11月に設計業務の委託契約をいたしました。タイトな計画の中で作成した初期段階での基本計画の概算を当初予算に計上させていただきました。予算の積算が不適正ではないかと思われるところもあると思ひますが、現在のこの実勢価格と合った予算でなかったことは真摯に受け止めさせていただきますと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり、2023年9月の議会で1,500万円という金額が初めて出てきました。その段階では、まだこれで調査段階であるから、これで進めていくということで議決が取られました。そのような状態で初めからこの金額というものが出て示されていたわけではありません。このような大きな計画を立てるときは、やはり初めに総額というものが示され、そして全体計画の中での優先順位、それから財政的に占める割合というものを考えてやはり決めていくべきだと思ひます。それが2億円でした。そして、2億8,500万円になりました。物価高騰が原因です。これでは政策決定の優先順位として、あまりにも出てくる条件、要素というのが私たちが審議する上で少なく、そして曖昧であり、そしてあまりにも変更が大きいもので

はないかなというふうに思います。私は、この金額の増額というのは物価高騰というところだけで説明をつけて進めるべき金額ではないと思います。

次の質問に移ります。入札のこれ2億1,000万円ということで、入札が不調で業者が決まらなかったということです。そして、今回2億8,500万円で補正予算が組まれています。これどのように入札の要件や条件を変更して進めていくのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今回の滑川町福祉センター整備事業につきましては、一般競争入札ということで公告をさせていただきました。そこで、入札のほうに参加していただけるという業者のほうは2者ほど来まして、6月の初めに一般競争入札を行ったわけでございます。ただ、その中で入札の予算額に対しまして、入札の金額がそれ以上だったということで今回の補正でまた増額をさせていただいて、今後入札を行っているというような流れで考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 6月初めに行った入札、それに関して例えば業者が参加できる範囲、それから設計の要件等何も変えず、同じものをもう一度出すのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今回の入札につきましては、もう少し広く業者のほうを範囲を広げまして、そこでまた公告により入札に参加していく業者を募る予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、入札に出す実施設計等は全く変えずに募集、手を挙げられる業者の範囲を例えば比企から埼玉全域に広げるであるとか、関東全体に広げるであるとか、そのような形で進めるということですか。もし範囲を広げるのであれば、どこからどこに変更するのか。具体的に前回と今回で何を変えるのかを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

福祉課、発注課としての答弁となりますので、ご承知おきいただければと思います。福祉課では、今回の再積算をさせていただく中で、建築確認を取っている関係で、大きな構造等の変更はござい

ません。金額の変更をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど質問にありました今回の入札の資格の範囲ですけれども、まず滑川町といたしましては、建築一式工事が1億円以上のものにつきましては、1級の規定をしております。その中で1級の業者であって、なおかつ先ほど総務政策課長が言われた広い範囲でということであります。前回の入札におきましては、この資格の範囲といたしましては、川越建築安全センター東松山駐在管内ということで規定をさせていただいております。これは、比企郡市と鶴ヶ島、坂戸、毛呂山、越生町を加えた13市町村でございました。また、今日ここで予算の議決をいただきましたら、今後機構等を挙げて滑川町建設工事等入札参加資格審査委員会に諮っていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） はい、承知しました。ありがとうございます。

次に、お聞きしたいのですけれども、この施設、3つの機能が入ります。子ども第三の居場所、それからこども家庭センター、子ども家庭総合支援拠点、そして社会福祉協議会となります。このそれぞれの施設がこの施設の中でどのような割合で使用していくのか。今、面積案分でしか出しにくいと思うのですけれども、そちらを教えてください。そのときに専用面積と、あと共用面積を案分したもの、両方の率を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

まず、今回建設する（仮称）福祉センターでございますが、この福祉センターにつきましては、こども家庭センター、第三の居場所、社会福祉協議会事務局の3つの機能を有するものでございます。

まず、こども家庭センターにつきましては、令和4年の児童福祉法の改正により、令和6年度から市町村にこども家庭センターの設置が規定されました。これは、現在の滑川町では別組織である母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子ども家庭総合支援拠点を一体的に運営することで、虐待への予防、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を強化するものであります。現在、比企郡内で未設置は滑川町と東秩父村のみとなっております。町では、この家庭センターの設置を検討してきておりましたが、役場内でのスペース的に無理があり、役場の外に増築をすることとなりました。そして、第三の居場所といたしましては、先ほどお伝えしたこども家庭センターの中で、児童福祉法の改正でこのセンター内で支援する子どもや家庭のフォローする家庭支援事業が位置づけられ、事業を行う施設が必要となることから、B&G財団の第三の居場所事業を活用することといたしました。そして、社会福祉協議会の事務室といたしましては、老朽化が著しいコミュニティセンターの手狭な旧喫茶店に事務室を構える社会福祉協議会の事務室の移転が問題となっております。

した。この3つの課題を解消するために、おのおので建設するのではなく、一体的な施設とすることで、経費の節減、機能の連携、情報共有等が図れることから、複合的な福祉センターの建設となりました。

そこで、全体の床面積ですけれども、499.7平米となっております。そのうち、こども家庭センターは26.75平米、約6%となります。第三の居場所につきましては、191.12平米、38%、これはB&G財団の基準で、90平米以上ということになっております。そして、3つ目の社会福祉協議会の事務スペースは77.38平米で、全体の15%となっております。それ以外の204.53平米が共有スペースとしてなっております。全体の41%となっております。

この施設の特徴としては、共通して利用できる玄関、廊下、トイレ、会議室等は共有スペースの中に含んでおり、各施設として使用できるようになっております。各施設ごとにこういった施設を整備しますと、それぞれ負担がかかりますので、共有スペースとして無駄を省いております。また、福祉センターの主たる業務であるこども家庭センターの主業務である相談業務が行えるように、少人数から多人数でも対応できる相談スペース等を多く設置しているのがこの施設の特徴となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。こども家庭センター、子ども家庭総合支援拠点というものは懸案であって、造らなければならなかった。この計画は既にあつたということで、この福祉センターの核は、あくまでもこども家庭センターというところだと理解いたします。そして、それなのに、この専有面積がたった6%しかないというところは、もっと広く取るべきなのではないかなというふうに思います。

そして、現在行っている母子関係、そちらは保健センターで行っていると思いますので、保健センターの2階、かなり今、回転率が低い場所としてスペースがあるので、例えばそちらで行う等、今までの今ある施設を使うという方向性もあつたのではないかなと、これ繰り返しになりますけれども、思います。

それぞれの機能の主体なのですが、こども家庭センターは、現在福祉課にある子ども家庭総合支援拠点、現在も既に職員が入っている方々が主体となつて行うと思いますので、ここは行政の滑川町の役場としての職員が入るといったところだと思います。

そして、子ども第三の居場所というのは、誰が運営するのか。そして、社会福祉協議会というのは、行政の一機関ではなく、これ外部団体になると思うのですが、そういう認識でよろしいのか。それぞれのこの3機能は誰が、どの法人が主体となつてこれ運営していく予定なのかというところをお聞きします。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁いたします。

こども家庭センターにつきましては、先ほどお伝えしたように、滑川町が主体で運営をしております。また、第三の居場所についても、滑川町が本来は主体すべきところがございますが、運営につきましては、現在外部への委託を検討しております。また、社会福祉協議会の事務局の事務室につきましては、おっしゃるとおり別法人でございます社会福祉協議会に貸し出すという形を取っていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、そうしますと、子ども第三の居場所は恐らく契約内容によりということなのですが、社会福祉協議会については、貸し出すということで賃料が発生すると思います。賃料が発生するということであると、これ建設費が2億円から2億8,000万円に変わる。建設費が4割増しになると、当然一般の会社であれば、賃料も上がります。例えば4割増し、建物のグレードによって賃料決まってくるので、例えば10万円の家賃がもともと設定してあるのであれば、14万円、20万円であれば28万円、29万円等に上がってきます。この負担増というものを私は外部団体、別法人であれば社会福祉協議会に転嫁すべきだと思います。この負担増にこれだけ建設費が膨らんでいく中、社会福祉協議会というのは耐えられるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時33分）

再 開 （午前10時34分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

こちらは、この施設、役場の増築になります。役場の目的外使用ということになるというふうに思いますが、その中では条例等に規定をされております。ただ、現在社会福祉協議会はコミュニティセンターのほうで利用しているということもございます。今後また町の施設を利用するということになりますので、今後社会福祉協議会、また町の財政当局とも検討しながら協議をしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 社会福祉協議会の今、代表者というのはどなたになっていきますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

社会福祉協議会の会長は大塚町長となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 今までこの案件質疑してまいりましたが、この施設、質問すると、公約だからというところが初めから一貫して返ってくる答えであります。大塚町長の前職は、この社会福祉協議会、そして現在も続けて代表を務めていらっしゃいます。そして、この金額の決定をしていくのも大塚町長、そしてその便益を受けるのも大塚町長が代表を務める社会福祉協議会、そして初め1,500万円で、ここから詳細を説明していくからということで始まったこの案件、あまり十分な説明をされないまま、今2億8,500万円ということで決定されようとしております。現在、町の例えば体育館等の使用料についても、使用者の負担というものをすべきではないかという議題も以前から度々上がっております。

町民に関しては、不特定の者が、誰が使う可能性もあるので、あまりそこに関しては徴収しないという方向性で滑川町は来ました。でも、この社会福祉協議会に関しては、社会福祉協議会が入るということを前提にこの建物計画進められています。そして、今、賃料について、ではどれくらい社会福祉協議会がこの施設について負担するのであるかというところをお聞きしたところ、協議中というところでありました。私は、応能負担等を例えば今の金額をそのまま持っていくとかではなくて、社会福祉協議会のためにこれだけの金額、例えばほかの滑川町の公共施設にのってくるような施設の修繕、そして建築検討、宮前小学校の体育館、総合体育館等の優先度を下げたまでこの施設を造ったわけですから、外部団体である社会福祉協議会からはしっかりとした賃料、そして負担というものを求めていくべきだと思います。この点についてどう考えられますか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

賃料につきましては、今後この工事の入札、またその後の契約において、建築額の価格も決定をいたします。その上で検討をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。この施設が先ほど稲村課長にご答弁いただいたとおり、こども家庭センターというものが中心になっていく。そして、既に整えなければいけない施設で、滑川町と東秩父村以外はもう既に整えている状態である。滑川町もやっていかなければいけ

ない。そのところはすごくよく理解できます。そこについて新しい施設を造るのではなくて、保健センター、こども家庭総合支援拠点の職員の方々、保健センターともかなりつながりの濃い状態でお仕事をされていると思いますので、保健センターの2階等に事務所を移していく、既存の施設を使っていくという方法はなかったのかなというのは強く思います。

それにしても、この福祉センター、今、割合を聞いたところ、その核となるべき施設が6%しか専有面積がない。そして、外部団体であるはずの社会福祉協議会のほうがこども家庭センターに対して倍以上の15%の専有面積を取っているというところで、もし核となるのであれば、ここがこども家庭センターのほうがもっと中心的な面積を取っているのではないかなというふうに思うのですが、なぜこの6%、これだけの専有面積しかこの施設取れなかったのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

先ほどお話しさせていただいたこども家庭センターのスペース、約6%、ここにつきましては、あくまでも職員等が事務を行うためのスペースでございます。こども家庭センターの主たるものは、相談業務が多くとなります。また、その相談によります計画の策定等になります。そういった場合につきましては、先ほどもお伝えしたように、今回新たに個別の相談室を多く設置をしております。その個別の相談室は、こども家庭センターが主で使うぐらいな頻度になるかというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。その共有の部分についてなのですけれども、玄関、廊下等を3機能が共有することで効率的な施設運営を図るということだったのですけれども、結果的には玄関が2つ、そして廊下等も途中で子どもが入れる部分と大人だけが入れる部分、仕切られています。そして、トイレなどもかなり多くなっています。そうしますと、施設を合わせるというところのメリットをかなりメリットが見えてこない。機能を集約化したことでの本来受けられるべきメリットをこの3つを選択したことで可能性を潰してしまっているのではないかなというふうに感じます。

子ども第三の居場所についてなのですけれども、これ子ども関係のお子さんを見ている事業者や、あるいは専門の方等にこの間取りについて意見を取ったりとか、相談したりしたことは今までしたのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

第三の居場所につきましては、今回B&G財団の助成金を使うということもございます。そのB&G財団の規定にはクリアをさせていただいております。また、この設計に当たりましては、1級建築士のほうに業務の委託をしております。そういう経験の下からこの施設とさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。B&G財団の方もこういう複合施設の中で造っていくというのは経験が豊富とは思えませんし、そして建築士、設計士の方もなかなか子どもの場所というものを専門でやっていらっしゃる方というのはいないのではないかなというふうに思います。なので、その方々への聞き取りだけでは、本当に使い勝手のいい施設というのを造っていくのは厳しいのではないかなというふうに思います。もうここまで進んでしまっているのに、なかなか設計を変えていくことというのはできないとは思いますが、今からでも関係すると予測される方、別に委託先ではなくて構いませんので、子ども第三の居場所、このような特に少し恐らく発達に問題のあるというか、心配のある子も入ってくる場所だと思しますので、そのような子どもをケアする方々に場所の間取り、それから必要な設備について、今からでも少し変えられる部分はあると思いますので、その辺は聞きながら進めていただくようお願いいたします。

そして、先ほどの質問に戻るのですが、今、このように8,000万円も膨らんでしまっている設計や積算についての疑念が残るような大きな額の膨らみであります。そして、かなり早い段階、そして公約が元であるという説明でこの社会福祉センターは進んできました。そして、大塚町長の公約で進んできたということ、そして社会福祉協議会の代表は今も大塚町長であること、この代表者が同じということは利益相反の関係とかどうなるのかなというふうに私は思います。その点について大塚町長、ご答弁をお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

ご存じのとおり、滑川町の場合は滑川町長と社会福祉協議会の会長が同一人物と、ほかにもそういった団体があるのですけれども、私は就任当時から分けてほしいという要望はしております。いずれそういった同じ立場は、役職は違うにしても、同じ人間ではないかという質問は必ずあるわけで、ですから社協についても就任の当時から会長については別の方をお願いしたいという話はした。また、社協の理事会の中でもそういったことは議論をされておりました。しかしながら、理事会の中で当座は大塚町長をお願いしたいということで、また私が就任することになりました。そういったことで、郡内を見ましても、スポーツ関係でもそうなのですけれども、代表が町長になっているのは、もう滑川だけですし、社協についても半々ぐらいでございますので、今、上野議員のご指摘

のとおり、そういった意味合いからも今後については十分検討していかなければならないかなというふうを考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 以上、時間です。

ほかに質疑ございませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問をよろしくお願いいたします。

まず初めに質問したいのは、なぜこのような補正予算になったのかということです。物価が高騰し、人件費が上がりというような説明だけではちょっとよく分かりません。具体的にどういうふうなことになったのか、教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回7,500万円の補正の理由でございますが、6月5日の実施した一般競争入札において不調、不落となったものでございます。その後、この入札のときに提出をされた入札金額見積内訳書を設計士とともに精査をいたしました。また、そういったことをしながら、この不調の要因等を調査いたしましたところ、町といたしましては、標準積算の設計額で行っておりましたが、実勢の価格と乖離するところが主な要因でございました。この実勢価格との差が出ているところにつきましては、資材関係でございます。昨今の大阪万博等をはじめとした国際イベント、また能登半島沖のこの地震の復旧・復興による工事の需要の増加、これによる資材の調達が困難になっている。また、世界的な紛争によって、世界規模の物価高が資材の価格の高騰をしております。また、急激な円安による資材の高騰、また労務関係では、労働力の不足、高齢化がございまして、働き方改革による建設業の労働条件が改正をされ、この4月1日から時間外労働の厳格化と厳罰完全週休2日制の実施から、工期の長期化が人件費の高騰としております。また、労働者の確保が困難となっております。建設業就業者の減少が多く、ピーク時に比べると現在では3割以上減っている。また、高齢化も進み、55歳以上の労働者が35%を占めると、こういう状況になっております。

また、工事の長期化によりまして、監理技術者等の有資格者を長期拘束する、そういったことにもあります。このようなことが要因となっております。ちなみに埼玉県内で県、国、市町村等の公共工事の入札でもこの4月からの3か月で数多くの不調、不落が発生をしております。滑川町でも昨年1年間で5件の不調があったというふうに聞いております。このようなことから、実勢価格に合わせた積算で今回の追加補正の予算をお願いをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 様々な要因だということですが、普通予算があって、それに見合う建物を建てるのが普通なのではないですか。要するに予算を借金や基金を取り崩してというようなことをやる前に、どうしたらこの予算内に収まるのか、その検討はされましたか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回の設計から町のほうでも削れる部分、また今後足せる部分、今後この工事以降で足せる部分等を様々検討をさせていただきました。ただ、この現在の状況、この健康、また子どもの施設ということもあります。そういったことから、最低限のものをしっかりと残して今回の積算の積み上げとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 先ほどの話を聞いていますと、結局基本的な設計と一切変わらないというようなことですね。何か努力されたというのはどこですか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時53分）

再 開 （午前10時53分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回のこのセンターにつきましては、建築確認を取っている関係で、構造上の大きな変更はできません。そういったこともございます。また、当初からこの施設につきましては、最低限の設備で行うということで設計をしてきた段階でございます。そういったことから、多くの変更等ができないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 先ほども言いましたけれども、例えば自分の家を建てようとする場合、予算がオーバーしたら、それに見合った、身の丈に合った建物に変更するのではないですか。さらに借金をしようとか、貯金を崩して、ほかに予定していたものを預金を崩すなどというようなことは普通やらないのですけれども、なぜそういうふうに、ただ、この予算というのは、もう値上げすればどんどん様々な値上げがあれば青天井でどんどんやるのですか、これ。そういうお話なのですか、

これ。だって35%の引上げですよ。どこでやるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

この工事につきましては、先ほどもお伝えしたように、当初から最低限の設備で計画を立ててきたものでございます。今後大きく変わるといってもございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 私は、もう初めからの計画を練り直すべきだというふうに思います。今回、この公共施設設備基金を取り崩すということなのですから、これは基金残高、結局どのくらいになっておりますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

今回の補正予算後の時点でございますけれども、3億1,459万7,404円の見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） これは、公共施設の整備に使うお金として積み立てているわけですよ。

この間、課長さんの答弁では、ほかの施設ももう老朽化をし、いろいろ手を入れなければいけないだろうというふうな認識だというふうに私思うのですけれども、その基金をどんどん、どんどん崩してしまうということになると、今後そういったような老朽化した、この前は文化スポーツセンターの話も出ていましたけれども、そういうところへの手当てがどんどん遅れてしまうのではないですか。そういう可能性はありますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

この事業を進めていくために、やはり基金の繰入れの増額とか、町債の増額ということで考えております。ご理解のほうをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 今の答弁ですと、ほかの施設への影響はないということによろしいのですか。計画。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

全く影響がないというわけではございません。しかしながら、一つ一つ事業、今回の福祉センターもそうですけれども、進めていく中で、やはり基金の取崩しを行っていかなければ事業は進まないということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） あと、地方債についても増やすということで、結局この借金や、その他その基金の取崩しなどで今後この町政を運営していく上でいろんな影響が起きてしまうのではないかなというふうに不安に思うところなのです。そこを全然影響がないことはないというふうにおっしゃるとおりなのです。本当に心配なので、そこをどう考えているのかなというふうに私、不思議でしようがないのですね、この計画。本当にそういうふうに思います。

それと、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この計画、この複合施設になるのですけれども、これを設置をするということについての根拠になる条例や法律、政令などありますか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回のこの福祉センターにつきましては、複合施設という今、阿部議員から話がありましたけれども、こども家庭センター、第三の居場所、社会福祉協議会の3つの機能を有するというところでございます。

この中で法的な根拠ということですが、こども家庭センターにつきましては、令和4年度、令和4年度の児童福祉法の改正により、令和6年度から市町村にこども家庭センターの設置が規定をされました。これが今回の大きな法律的な位置づけになります。これは、役場の中で運営することも可能ではありますけれども、ご存じのように今、役場の事務室、特に福祉課内はスペースがございません。このセンターにつきましては、相談業務等を行うのが主たることとなります。周りからの目線等を防ぐためにも別の施設が必要ということで検討を重ねてきた関係、外に役場の増築ということで、今回このこども家庭センターを設置する。2つの機能も併せて持たせるというのが今回のこの福祉センターになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 今おっしゃったのは、こども家庭センターの設置についてのそういった根拠になる法律はあるけれども、ほかはないということになるわけですね。ほかの要するにこの複合施設になってしまっているわけですから、それを示していただきたい。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

先ほどお話ししたように、こども家庭センターにつきましては、児童福祉法の改正がございました。ただ、第三の居場所につきましては、このこども家庭センターで行う支援、この支援を行う場所として滑川町としてはこの第三の居場所を設置するものでございます。そういったことから言いますと、こども家庭センターと、この第三の居場所が運営する家庭支援事業は一体的なものでございます。ですから、今回一緒に造るということになっております。確かに社会福祉協議会の事務局をこちらにつくるのは特別法的な根拠はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） そうであるならば、新たな条例が必要なのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

こちらの福祉センターにつきましては、滑川町役場の増築ということにございます。施設としての条例等は設置する予定はないと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） それはちょっとまずいのではないですか。地方自治法244条にあるのですけれども、要するに法律に基づく又は政令が定めるものを除くほかは、その公の施設設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないとなっているのですけれども、それに反するのではないですか。条例が必要なのだと思います。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

先ほどお話ししたように、今回の福祉センターにつきましては、役場の増築ということで進めております。役場の事務室の一つという位置づけになりますので、特別に今回条例をつくる予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっとそこは意見が違いますけれども、先ほど積算の単価のことについ

て述べられておりましたけれども、この積算する上で、公共工事設計労務単価を国は示しているのですけれども、これに基づく単価になっているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前11時07分）

再 開 （午前11時07分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁いたします。

今回滑川町で行った積算につきましては、通常の標準的な積算で行ってございました。国では公共工事の発注者は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注機関連事務を適切に実施することを求めています。公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法でございしますが、この中でも発注関係事務の運用に関する指針を作成しております。この中で予定価格の適正な設定、適切な工期設定、適切な設計変更、発注者間の連携体制の構築等が示されております。この中の予定価格の適正な設定においては、積算を用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適正に反映する、また積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴し、その妥当性を確認した上で、適切に価格を設定すると、このようにされております。このようなことから、国でも様々な施策を講じております。見積活用積算方式、営繕積算方式等、こういったものを活用しております。滑川町も今回これらを参考にしながら再積算をしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） すみません。その積算の単価は教えられますか。例えば大工職は幾ら、分かりますか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁いたします。

単価等積算に関するものにつきましては、現在入札前、また契約前でございますので、公表は差し控えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 課長さん言うように、公共工事が低い、要するに労働者に低い金額しか行

かないというようなことないように、こういったような設計労務単価を示し、それに近づけるようにというふうに言っているのです。おっしゃるように、建設で働く方々もどんどん減って、高齢化が進みというようなことで、現場が成り立たないような状況が続いているのです。そういったような中で私はやっぱり公共工事というのは、本当にこの働く人が生活できる、そして子育てができるような単価をもらわないと、賃金もらわないと、要するにどんどん、どんどんまた離れていってしまうというようなことで、公共工事こそその底上げをしていく、そういうような努力をすべきだというふうに思うのです。そういうような姿勢でぜひ取り組んでもらいたいのです、この工事をやるにしても。そういう姿勢もないのに、一般的なのというふうなお話にあるのだけれども、もう今、1日2万円に届かないような賃金で働かされるというようなことになると、もう若い人も建設に入っ
てこないのです。そういったような状況を踏まえて、ぜひこれは本当に根本から見直す必要があるというふうに思うのです、この工事そのものを。もう建築確認取ったから駄目だなんて、そんなことないので、ぜひもう一度本当に一から見直してほしいなというふうに思います。

もう一つちょっとお話伺いたいのですけれども、この間この問題については、様々議論を続けてきました。町長は、パブリックコメントについては恣意的なのだというようなことまでおっしゃったわけですが、この間このパブリックコメントで出された不安の多くは、浸水想定地域だということや、子どもが多い南部地域から遠いことなどが言われているのです。ですから、これをやはりもう一度この見直す必要があるだろう。今回、福祉センターというこういう公の施設については、憲法25条の生存権を支えなければならない施設なのだというふうに思います。地方自治法244条でうたう普通公共団体は特別な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないというふうにうたっているのですけれども、この精神は、この住民の利用権を保障しているというふうに思うのです。ところが、住民の不安は大雨で施設が利用できなくなるという不安、さらに子どもが多い地域から遠いということは初めからその利用権を奪うということになりかねないというふうに思うのです。そういったことが危惧され、そしてこの間議論もされてきましたけれども、ここに及んでこういったような補正、35%の増というのは、そうはあまりないのではないかなと思うのです。ぜひちょっとしっかり見直して考え直すということはできませんか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁いたします。

阿部議員さんからご指摘があったように、今回のこの物価高騰等、また労働条件等の改正等を含めて、町の姿勢として今回あえて補正予算を計上させていただきました。これが労働者、また建設業者に対する町の姿勢かというふうに思っております。どうか補正予算の議決をお願いをいたします。

また、この福祉センターの計画につきましては、昨年3月に議会の全員協議会で最初に話をし

てから約1年を超えて進めてきたものでございます。この間、議員の皆さんにも様々議決等をいた
だいて進めてまいりました。この計画をまた戻すということは現時点では考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 労働者の賃金を上げるために補正を組むのだみたいなお話なのだけれども、
そうなのですか。そういう要するに先ほど言いましたけれども、適正単価というのは、やっぱり国
が示しているこの単価だと思っております、公共施設の。それに近づける努力をどのくらいやっている
のかというのは具体的にはおっしゃられないけれども、しかし、そのためにこの補正を組むのだ
からというその理由は成り立たないと思います。もしそうであれば、本当にそれを労働者の生活の
ためにこれだけ賃金を上げるのだということであれば、本当にこの予算では全然足りないと思いま
すよ、逆に。いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回の7,500万円の補正につきましては、労働者のためだけではなくて、あくまでも資材関係の
高騰、また調達困難、物価高、そういったものがございます。また、その一つとして、労働関係で
労働力の不足、高齢化、こういったものでございます。ですから、労働関係だけではなくて、全て
のものを含めて実勢価格に合わせて今回積算をし直させていただきました。ということは、国が示
した、またそういった単価よりも、少しは高くなっているというふうに考えていただければと思い
ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） では、ちょっと教えてもらいたいものだけれども、金額ではなくて、要する
に資材関係でどのくらいの引上げなのか、労働者関係でどのくらいなのか、分かりますか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。先ほどの労務単価、また市内の単価
につきましては、現在入札前、また契約前でございますので、公表することはできません。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿部議員、反対の立場ですか。

はい。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。反対の立場からの討論を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、今回のこの補正は、公共施設設備基金を取り崩して、そしてそのことによって、今急がなければならないほかの施設整備に向けるお金をそこにつぎ込むということになります。したがって、答弁にもありましたけれども、ほかの施設整備には大きな影響があるだろうというふうに思います。遅れてしまう様々な施設のことを考えると、この基金の取崩しの増額はやってはならないというふうに思います。

また、地方債についてですけれども、これを6,000万円増やすということについて、地方債がどんどん、どんどん膨れ上がるということになると、今後公債費の支出がこれも影響を及ぼすというふうに思います。福祉や教育への削減につながってしまう、そういう心配が広がっています。私は、なぜ今回この7,500万円もの補正予算を組むのかということについて、当初予算、当初の予算に合わせた設計の見直しを行うべきだというふうに思います。自分の家を建てようという場合は、その予算があって、それをオーバーしたら、様々な材料、仕様などを変更して予算に合うものにするという身の丈に合った建物に変更する、これが当たり前ではないかというふうに思うのです。そうでなくて、もっと借金をするとか、ほかに使う予定であった貯金を崩すなど、こんなことをやっている家庭はないというふうに思うのです。そういったことを考えると、今回のこの35%もの引上げ、これはもはやこの施設の予算は幾らでもいいというようなことにつながってしまうというふうに思うのです。こんなことを町でやるべきではない。行政が行う適正な財政の運営とはかけ離れてしまうのではないかというふうに思います。

もう一つは、この間、パブリックコメントで出された不安の問題です。この多くは建設予定地が浸水想定地域だということ、また子どもが多い南部地域から遠いというようなことが言われています。建設場所の問題に疑問や不安を感じていると、これに対する町の回答は、床の高さを80センチにする、町の中心だから、また子どもの送迎を行うというようなものであります。しかし、今回の新福祉センターのような公の施設は、憲法25条、生存権を支えなければならない施設だというふうに思います。住民の利用権を保障しなければいけない。住民の不安は大雨で施設が利用できなくなるのではという不安、さらに子どもが多い地域から遠い。こういったことはまさにこの利用権を侵害しているというふうに言わざるを得ません。こういった点でも、今回のこの補正については見直し、もう一度この建設計画については考えるべきだというふうに思います。

さらに、この公契約であるにもかかわらず、工事費の積算が官製ワーキングプアを生み出すような低い労務単価で見積もっているということが問題だというふうに思います。令和6年の公共工事設計労務単価は、大工職で1日2万8,700円です。必要経費を含んで4万400円と、年収で860万円と、決して高い金額ではありません。ところが、多くの公共工事でこれを今大きく下回る金額で働かざるを得ない労働者が多いということです。建設現場で働く人手不足につながっています。賃上げを後押ししなければならない公共工事で、逆に足を引っ張るようなことは許してはいけないというふうに思うのです。こういったことから、私は今この段階で、もう一度この建設計画を見直し、様々な方法で必要な施設をどうしたらできるのかということを考えていく、このことが必要だというふうに思います。

最後に、先ほど質問も行いましたけれども、地方自治法に定める普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないというふうにあるわけです。先ほどの答弁では、この根拠となる法律については、こども家庭センターはあるということになっていますが、ほかの施設との複合施設ということになっているわけですから、新たな条例制定が求められるというふうに思うのです。その辺が不十分なままこの補正予算を認めるわけにはいかないというふうに思います。ぜひこの全面的な見直しを進めていただくことをお願いしたいというふうに思います。

以上で私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言願います。

井上議員、お願いします。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章でございます。令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について、賛成の意見を述べさせていただきます。

まず、（仮称）滑川町福祉センターの入札不調を踏まえて、議会は公共事業の在り方について政策提言を行うことができるとあります。今回の臨時議会で執行部から予定価格や入札状況など、入札不調の具体的な内容の説明がなされました。当初の予算の積算の甘さが確かにあったかと思いますが、円安による輸入コストの増加や想定外の物価高による材料費の高騰は、建設コスト全体に大きな影響を及ぼしています。私の家業も建築関係の内装業ですが、今年の9月にまた内装材の値上げがあると連絡がありました。昨年から3回目の値上げでございます。このような経済環境下では、従来の予算では対応し切れない部分が出てきます。そして、人件費の高騰は、特に建設業界においては顕著です。適切な賃金を支払わなければ必要な人材を確保することが困難になります。質の高い労働力を確保し、人件費の増加や現実的なコストに基づいた補正予算が必要だと思います。必要性と緊急性については、（仮称）滑川町福祉センターは、地域における高齢者や子育て家庭など幅広い住民の生活を支える重要な施設です。入札の不調によって工事の遅延が生じることは、これら

の人々に対する支援が滞ることを意味します。

(仮称) 滑川町福祉センターは、長期にわたって地域住民にサービスを提供する施設です。短期的なコスト削減よりも、長期的な視点での投資が重要です。補正予算によって適切な資金を確保し、質の高い施設を整備することが将来的な維持管理コストの削減にもつながります。今回の補正では、地方債の限度額も多額の補正が見られますが、地方債は借金であり、将来世代が返済する必要があります。今後も慎重に検討し、財政規律悪化のデメリットにならないように、バランスの取れた運用をお願いいたします。

今後においても再入札で当初予算では想定していなかった追加的な経費が発生する場合があります。事業が遅延すればするほど事業に関わる全ての経費も増えてくるかもしれません。入札不調の原因分析に基づき、補正予算を編成することで、より現実的な実現可能な予算が確保されます。市場価格の変動などを踏まえ、再入札においては、成功の可能性が高まるように具体的な対策が必要だと思えます。

以上の理由から今回の議案第61号 令和6年度滑川町一般会計補正予算(第2号)について、賛成をいたします。私たち地域社会において、(仮称)滑川町福祉センターが果たす役割は極めて重要であり、そのため適切な投資は不可欠です。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長(吉野正浩議員) 原案に反対者の発言ございますか。

上野議員、よろしく申し上げます。

[2番 上野葉月議員登壇]

○2番(上野葉月議員) 上野葉月です。反対の立場で討論をいたします。

今回の滑川町福祉センター整備事業について特に反対いたします。2億1,000万円の予算が2億8,500万円になりました。この事業、当初からB&G財団の助成金が入ることがスケジュールをタイトに早く進めなければいけない理由として挙げられていました。B&G財団の設備に係る助成の金額は5,000万円です。2億円であれば5,000万円は4分の1、しかし、2億8,500万円となりますと、その比率は下がり、6分の1に近くなってきます。これは、財源を考える上での判断材料、これを大きく変化させる、その要因に私は十分匹敵すると思えます。その点から考えましても、この大幅な補正予算の増額というのは認められません。

そして、先ほど質問した中で、この(仮称)滑川町福祉センターというものの中心は、こども家庭センター、そしてこれは役場の増築であるというような答弁がありました。今まではこの滑川町福祉センターの設立の理由というのは、公約だからというものが理由のほとんどを占めていました。お話の中で、建設の目的というものが変化しているように感じています。話合いが十分ではないというふうに感じています。この点からももう一度白紙に戻し、計画をし直すべきです。

そして、この滑川町福祉センターの38%もの面積を占める子ども第三の居場所、こちらについては、こども基本法が制定されたにもかかわらず、子どもの意見、関係者の意見を聞かないまま計画が進んでいます。こちらも住民の意見、子どもの意見を聞きながら、もう一度計画を練り直すべきです。特に子ども第三の居場所は、継続的な運営コストがかなりかかってきます。今、拙速に決めてしまうことで、これから30年、50年先の運営コストというものを決定づけてきます。人を使い、子どもがいる場所というものは人件費が7割、8割かかってくるものです。これが必要であるというところは私も異存はありません。しかしながら、必要であるからこそ、最も必要な場所、必要な子どもがいる場所の検討というのは、もっともっと優先して考えるべきです。この点からも私は計画の練り直しを要望します。

そして、当初いただいたスケジュールからかなり既に計画が崩れています。この施設、2025年の4月に開所予定、そして今の段階、6月ではもう既にもっと着工まで進んでいる予定になっていました。そして、予算も35%増というところで、計画からかなり離れてきています。これは、設備、そして予算ともに計画に修正が必要、計画が不十分であった、積算が甘かった、計画が不正確である、このようなことを表していると思います。今からでも遅くはありません。一度白紙に戻し、中止し、計画をし直すべきです。そして、この3機能、どこにあることが一番効果を発揮するのか。貴重な予算です。これらをどこに配分し、どのような設備を造っていくことが有効であるのか、費用対効果の面を十分に考えて、この計画を白紙に戻し、もう一度計画し直すことを求めます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言願います。

赤沼議員、よろしくをお願いします。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副。議案第61号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について、賛成の立場で討論をいたします。

町として執行部が行うことは、持続可能な行財政だと考えております。そして、それは財政の健全化です。そこで、今回は予算の議定です。（仮称）滑川町福祉センター整備事業の予算は、当初議決されており、建設についても決定されている事項でございます。今回の補正予算7,500万円が今後財政の健全化に照らして、健全化を揺るがすものであるか、そういったものを考えたときに、財政担当も各指数を基に、将来的な財政のシミュレーションあるいは財政動態もしっかりと行っている。そういった中で今回決定された事項に対して補正予算が提出されております。そういったことを考えるに、議案第61号に対して賛成をいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第61号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第62号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第62号 財産の取得についてをご説明させていただきます。

本来であれば全員協議会等の場で詳細な説明ができればよいのですが、本議会は臨時会ということもあり、別紙1の説明資料を添付させていただきました。これにより説明をさせていただきます。

別紙1を御覧ください。今回の提出議案の概要でございますが、4年に1度の小中学校の教科書改訂に合わせて、教師用指導書教材を購入しております。その際、小学校については3校分を一括契約して購入をしています。これが地方自治法及び町条例で定められている「議会の議決に付すべき財産の取得」の対象となる「予定価格1件700万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ若しくは売り払い」に該当するものであったにもかかわらず、議決を得ずに購入していたことが判明したものでございます。なお、令和元年、令和5年につきまして、参考での内訳、合計金額は資料のとおりとなっております。

この判明した経緯でございますが、過日、西部教育事務所より、上記の件について照会がありました。この照会について確認をしたところ、本町でも議決を得ずに購入しているということが判明した次第でございます。ただし、財産取得の議決に関する法の解釈によりますと、議決の対象となる財産の「一件」とは、購入の目的を妨げない限度における単位であり、契約を単位としたものではございません。本町では、学校別にそれぞれ予算を確保し、各校での使用に限定した形で整備を行い、また学校間での共有も行っておりません。「学校ごとの整備」、これを目的とした購入との認識であったため、契約は一括でありましたが、議決案件ではないと認識をしておりました。このこ

とは、別の目的で物品を購入するが、購入先、購入時期が同じで、便宜的、効率的に同一の契約で済みます場合は、目的ごとに「一件」とすると、地方財務実務提要にもございます。

しかし、県からの照会をきっかけに、都内をはじめ全国の自治体での対応や、先ほど話した地方財務の実務提要、こちらの記載事項を参考に見直しを行い、検討した結果、現状の「一件」の解釈が誤まっているわけではございませんが、小学校3校分を一括して同一の目的とし、これを「一件」とする認識、こういう解釈もできると思われました。町及び教育委員会として、より丁寧に行政手続及び事務事業の執行を行うべきであったと判断し、追認の議決を得ることが適当ということとし、今回の議案上程に至った次第でございます。

契約の方式ですが、教科用指導書は、教科用図書、いわゆる教科書と同様、定められた供給業者により供給されます。埼玉県の特約供給所、これは埼玉県が運営する教科書供給所・埼玉書籍になります。こちらが選定をした教科書取次供給所以外からは購入することができません。町内には教科書取次供給所が存在せず、埼玉県から指定された東松山市にある教科書取次供給所、先ほど議案の中にありました文林堂との随意契約により、購入契約を締結しております。

今回の対応でございますが、令和5年度に購入した指導書教材の購入の契約手続について、これを遡って有効なものとするべく、このことが判明した後の直近の議会、すなわち今回の臨時会において追認を求める議案を提出し、経緯の説明とともに議決を得たいというふうに考えております。先ほどお話ししたとおり、行政手続上の不備について遡及して是正をするためでございます。

なお、令和元年度分につきましては、既に教科書の改訂により、当時購入した指導書教材等は廃棄され、現存していないこと、また一般的に行政執行における遡及行為は5年であることなどを勘案し、追認の議決については令和5年度購入分のみとしたいと思います。

なお、この追認の議決を得る根拠でございますが、議会の議決を得ずに行われた契約行為については無効ではあるが、事後にこれを追認する議決がされたときには、その瑕疵は治癒され有効になるという行政判例により今回上程するものでございます。

本事案の受け止めでございます。法令の解釈、認識の違いにより議会の議決を得ずに財産の取得をしたことは、事務執行における手続の不備であり、町行政に対する町民の信用を失墜させかねず、また議会軽視にもつながりかねないものであるということで、本事案を大変重く受け止めております。早急に対応すべきとし、今回臨時会での上程とさせていただきます。

再発防止に向けた取組ということで、以下の3点を今回取り組んでいく所存でございます。

1として、事務局内及び各担当で、契約に係る必要な手続を確認し情報共有を行い、注意喚起を図るとともに、法令及びルールを確認・遵守し、手続に遺漏のないよう徹底をいたします。

2として、一定金額以上の契約案件について、議会の議決の必要性を予算編成の段階から契約執行まで各段階でチェックする体制を構築しておきます。

3点目として、法令解釈について疑義が生じた際には、組織的な情報共有を図るとともに、局内

でも研修等を行うなど、組織的な検討・対応を図る体制を整備し、解釈が困難な事案の対応方法の改善を図っていきたいと思います。

以上、この取組について今後徹底していきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第63号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第63号 財産の取得についてご説明をさせていただきます。

こちら先ほどの議案第62号のときと同様に、別紙2の説明資料を準備させていただきました。これにより説明をさせていただきます。

まず最初に、概要でございます。令和2年度に備品購入した町内小中学校及び幼稚園の水道自動水栓について、その全てを一括契約し購入をしています。これが地方自治法及び町条例で定められています「議会の議決に付すべき財産の取得」の対象となる「予定価格1件700万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ若しくは売り払い」に該当するものであったにもかかわらず、議決を得ずに購入していたことが判明したものでございます。なお、各小中学校及び幼稚園の整備数及び契約

金額については、資料のとおりでございます。

2の経緯でございますが、先ほど議案第62号で上程した「教師用指導書教材」の購入に係る議会の議決の必要性が判明した際、同様の事案がないか、過去のものを確認をいたしました。過去5年間に遡り備品購入等の履歴を確認したところ、上記の事案について、教育振興費及び幼稚園費の予算により、一括契約し購入していたため、指導書教材の購入事案と同じく議決案件に該当するというふうになることが判明いたしました。よって、当該事案についても、本議会にて追認の議決により承認を得たいため上程するものでございます。

契約の方式でございますが、契約につきましては、滑川町工事請負業者等指名選考委員会にて指名されました業者3者にて指名競争入札を行い、その結果、滑川町にあります有限会社小林住設が落札し、契約締結及び事業執行を行っております。

今回の対応でございますが、先ほど議案第62号と同様、令和2年度に購入した水道自動水栓購入の契約手続について、これを遡って有効なものとするべく、このことが判明した直近の本臨時会において、追認を求める議案を提出し、経緯を説明するとともに議決を得るものでございます。

なお、その後の本事案の受け止め並びに再発防止に向けた取組については、先ほどご説明したとおりとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼。1点質問させていただきます。

議決の対象となる財産の「一件」につきまして、確かに購入の目的を妨げない限度における単位であるということはおっしゃってありますが、購入の目的を妨げない限度の単位で今回の場合があるとは個人的には思っておりません。しかし、町の条例を含む法解釈、運用に照らしたところ、議会の議決が必要ないという町の判断で執行されたものであるため、これについては仕方ないものと考えております。

教育委員会の事務局長の説明の中にもありましたけれども、法解釈の誤りにより、事案により無効あるいは取消し、そういったことが生まれますので、今後この件に限らず、条例を含む法令の解釈、運用については、職員間でしっかりと協議をし、対応していただきたいと思っておりますけれども、総務政策課長、見解をお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、今後このようなことがないように共通認識を持って職員には対応するようしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） 本臨時会の議事は全て終了しました。

ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、臨時会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

本臨時会におきましては、令和6年度一般会計補正予算（第2号）をはじめ、全3議案を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認をいただきまして、深く感謝を申し上げます。審議の際に議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては、真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応してまいります。

議員各位におかれましては、ますますご多忙のことと存じますが、何とぞご健勝にてご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして本臨時会が終了できました。深く感謝を申し上げます。

これをもちまして第242回滑川町議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時58分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年7月25日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員